

## 平成31年4月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 平成31年4月25日 木曜日 15時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
〃	3番	深田 広文	〃	5番	羽生 友保
〃	6番	杉 為昭	〃	7番	鮫島 繁樹
〃	9番	牛越 紀幸	〃	10番	坂本 江里子
〃	11番	岩本 延男	〃	12番	河本 アツミ
〃	13番	石寺 政和	〃	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

(1)開 会

(2)開会挨拶

(3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

日程第3 議案第2号 非農地証明について

日程第4 議案第3号 あっせんについて

日程第5 議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

日程第6 報告第1号 合意解約等について

日程第6 報告第2号 事務局職員の人事異動について

(4)その他

(5)閉会

## (6)会議の概要

15時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	定数、定足数に達しておりますので、これより平成31年4月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりごあいさつをいただき、その後、議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	さて、それでは、31年度4月度の定例総会を始めます。 日程どおりに進行してまいりますので、よろしくお願いします。
日程第1 議事録署名委員の指名	議長	まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名議員の指名を行います。 7番、鮫島委員、8番、日笠山委員を指名いたします。
日程第2 議案第1号	議長	それでは議案審議に入ります。 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案説明を事務局お願いします。
	事務局	説明に入る前に、整理番号3番、整理番号4番については、本人の意向により「取り下げ」となりましたので、資料の訂正のほうをよろしくお願いいたします。 それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページから4ページです。 今月は賃借権設定2件、所有権移転4件、合計6件の申請がありました。 1番です。上西横山地区です。台帳現況地目、畑の2筆で、合計面積1,880平米を売買により所有権移転するものです。 2番です。榕城本立地区です。台帳現況地目、畑の2筆で、合計面積6,928平米を賃借により6年間借り受けるものです。 5番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、合計面積454平米を贈与により所有権移転するものです。 6番です。現和近政地区です。台帳現況地目、田及び畑の9筆で合計面積10,218平米を贈与により所有権移転するものです。 本件6番については許可後の経営面積が10,218平米となり、下限面積の20アールを超えます。 7番です。安城大野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積9,800平米を賃借により5年間借り受けるものです。 8番です。安納軍場地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、合計面積331平米を売買により所有権移転するものです。 以上、1番及び5番から8番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 また、2番については、農地法第3条第2項第2号に該当しますが、農地法施行令第2条第1項に規定される不許可の例外の「法人の主たる業務運営に欠くことのできない試験研究または農業指導のために行われると認められること」に該当いたします。 以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。

	<p>ただいま事務局から説明がありました。本案について担当委員の報告をお願いします。</p>
4 番委員	<p>4 番です。それでは整理番号 1 番と 2 番の説明報告をいたします。</p> <p>整理番号 1 番です。4 月 24 日 11 時に財産管理人の司法書士の方と、譲受人、推進委員立ち会いで 1 番の現地を確認いたしました。</p> <p>この譲受人は和牛を飼っているということです。2 枚畑がありまして、1 枚目の小さいほうは、現在、牧草を植え付けておりました。</p> <p>また、大きいほうの畑は、牧草を植え付けつけるということで現在、草を払って準備をしているところでした。申請どおり間違いありませんでした。</p> <p>また、2 番のほうは、借り人と推進委員立ち会いのもと 11 時 20 分に現地を確認し、貸し人のほうは、当日ちょうど免許更新ということで、時間的に都合がつかないということで、申請内容は、電話で確認をいたしました。</p> <p>また借り人のほうは、西之表市農業振興公社で、この畑の 1 枚のほうは市の委託で青果用のバイオ苗を育てておりました。</p> <p>もう 1 枚のほうは宮農大学校の生徒の農業指導に使うとのことでした。</p> <p>審議方よろしくお願ひいたします。</p>
7 番委員	<p>7 番です。整理番号 5 番と 6 番について説明いたします。まず、整理番号 5 番について報告いたします。</p> <p>4 月 21 日譲受人立会いのもと、推進委員とともに現地確認調査を行いました。</p> <p>譲渡人は、千葉県在住の土地持ち非農家です。譲渡人は、譲受人のおじさんに当たる方だそうです。高齢になり、無償贈与するということです。</p> <p>当該地は、集落内にあり、現在、米の苗のハウスを立てております。それが終わって米のそのあとに安納イモの苗を育てておりました。</p> <p>譲受人は、安納イモを作っている農家で機械等もそろっており、何ら問題ないと思います。</p> <p>なお、譲渡人には電話確認をしております。</p> <p>次に、整理番号 6 番について報告いたします。</p> <p>同じく 4 月 21 日譲受人立会いのもと推進委員とともに現地確認調査を行いました。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子でございます。</p> <p>譲渡人は、後継者への移譲ということで、今回の申請になっております。</p> <p>田には米、畑には安納イモ等の作付け準備がなされておりました。</p> <p>以上確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
9 番委員	<p>9 番です。整理番号 7 番について報告いたします。</p> <p>4 月 22 日、借り人立ち会いのもと現地確認を行いました。</p> <p>借り人は、現和に本社を持つ法人です。建設関係の仕事を主としていますが、農業にも積極的に参入し、17 町ほどの安納イモを作付けしているそうです。</p> <p>当農地も半分は既に安納イモを作付けしてありました。</p> <p>また、4 月 23 日、貸人にも直接会って内容を確認しております。</p>

		<p>補足でありますけれども、備考の欄、借賃5,000円と書いてありますけれども、10アール当たり年間5,000円ということです。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
14番委員		<p>14番です。整理番号8番につきまして、調査の報告をいたします。</p> <p>本日4月25日朝7時半より、推進委員とともに、現地調査を行いました。</p> <p>譲受人はサトウキビを中心とした農家であります。</p> <p>この申請農地に関しましては、譲受人の農地が隣接しておりまして、2反5畝ほどの農地の横にある331平米という農地であります。</p> <p>もう20年ほど前からこの譲受人のほうで耕作をしております、今回、話し合いの結果、有償での所有権移転という手続になったところです。</p> <p>現在は隣接農地と1枚にして、サトウキビを耕作しております。</p> <p>双方確認いたしまして、申請通り間違いございませんでした。以上です。</p>
議長		<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明報告がありました。この件に対しまして、質疑、御意見のある方は挙手をお願いいたします。</p>
		(質疑無し)
議長		<p>無いようですので質疑を終了して、議案第1号「農地法3条の規定による許可申請について」の採決をいたします。</p> <p>許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
		(全員挙手)
議長		<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたします。</p>
日程第3 議案第2号	議長	<p>続きまして、日程第3、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題といたします。説明を事務局お願いいたします。</p>
	事務局	<p>説明に入ります前に訂正があります。</p> <p>所在地番について、大字が現和となっておりますが、西之表に訂正をお願いします。また調査委員についても、4番委員、担当推進委員、9番委員、10番委員が調査員となって現地調査に行かれましたので訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は5ページです。</p> <p>1番です。榕城本立地区です。台帳地目は田ですが、平成15年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局のほうから説明がありました。</p> <p>本件につきましては、昨日、合同現地調査が行われております。調査委員の皆さんお疲れさまでした。それでは、調査委員長報告をお願いします。</p>
	9番委員	<p>9番です。</p> <p>4月24日朝9時半から、調査委員2名、担当委員2名、申</p>

		<p>請人案内2名、事務局2名、計8名にて合同調査を行いました。</p> <p>現地は、平成15年頃から耕作しておらず、数年は草を払っていたそうなんですけれども、その後10数年間放置され、現状に至っております。</p> <p>スライドを見てのとおり、2メートル以上の葎が生い茂っており、農地までの道のりは農業機械、車などは通れない状況であります。</p> <p>申請どおり、許可相当で意見の一致をしたところであります。以上です。</p>
	議長	ありがとうございました。担当委員の報告をお願いします。
	4番委員	4番です。委員長のおっしゃるとおりでございますけれども、スライドを見てわかるように、重機どころか農機よりも人間がまず入っていけないということで、調査委員長の報告のとおり、間違いありませんでした。
	議長	このことに対して皆さんのほうから何か質問等ありましたら、挙手をお願いをいたします。
		(質疑無し)
	議長	無いようですので採決をいたします。 「非農地証明願いについて」を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。 賛成で全員一致ですので、本案は承認することに決定をいたしました。
日程第4 議案第3号	議長	続きまして、日程第4、議案第3号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	<p>日程第4、議案第3号「あっせんについて」です。資料は6ページです。</p> <p>6ページ上段「貸したい」の申し出です。</p> <p>場所は国上湊地区です。1段目と3段目は2筆で1枚になっております。あっせん委員につきましては、8番日笠山委員と12番河本委員をお願いいたします。</p> <p>6ページ下段「貸したい」の申し出です。</p> <p>場所は現和近政地区です。借賃は借り手の希望額で構わないとのことです。あっせん委員につきましては、2番中村委員と7番鮫島委員をお願いいたします。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。今月は、あっせんが2件出ております。</p> <p>このあっせんのことについて皆さんのほうから何か質問があったら挙手をお願いいたします。</p>
		(質疑無し)
	議長	無いようですので、それではあっせん委員になられた方は、よろしくをお願いをいたします。
日程第5 議案第4号	議長	<p>続きまして日程第5、議案第4号、この審議の前にお諮りをいたします。</p> <p>第4号議案「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」のうち、利用権の設定、整理番号8は、1番委員が利用権設定を受ける者になっており、農業委員会法第31条議事参与の制限、この規定によりまして第4号議案「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」のうち、利用権の設定、整理番号8と、利用権の設定、整理番号1から7及び所有権の</p>

	<p>移転、整理番号1に分けて審議をしたいと考えます。御異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、別添の資料による議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明に入ります前に訂正があります。</p> <p>利用集積計画①、②について始期及び終期が平成となっておりますが、平成31年を2019年に、平成34年を2022年に、平成36年を2024年に、平成41年を2029年に訂正をお願いいたします。</p> <p>また、利用集積計画②について、2の1ページのその他の欄が上下の段で76となっておりますが、これを75.5と訂正をお願いいたします。</p> <p>それに伴い、合計も1,810となっておりますが、上下段それぞれで1,809.5に訂正をお願いいたします。</p> <p>また、2の2ページの使用水路の面積が15となっておりますが、14.5に訂正をお願いいたします。</p> <p>合計のところも、1,810となっておりますが、正しくは1,809.5ですので、訂正のほうをお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第5、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。</p> <p>まず初めに、利用権の設定を説明いたします。1の1ページをお開きください。</p> <p>1段目です。期間が2019年5月1日から2022年4月30日までの3年間、地目畑、面積4,565平米、合計面積4,565平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。</p> <p>2段目です。期間が2019年5月1日から2024年4月30日までの5年間、地目田及び畑、面積がそれぞれ9,846平米及び14,418平米、合計面積24,264平米、利用権の設定をする者5人、受ける者4人です。</p> <p>3段目です。期間が2019年5月1日から2029年4月30日までの10年間、地目畑、面積1,658平米、合計面積1,658平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>内訳については1の2ページを、詳細については1の3ページから1の15ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、所有権移転です。2の1ページをお開きください。</p> <p>1段目です。2019年5月1日に所有権を移転するものです。地目田及びその他、面積はそれぞれ1,734平米及び75.5平米、合計面積1,809.5平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。</p> <p>内訳については2の2ページを、詳細については2の3ページから2の4ページをご覧ください。</p> <p>以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから、提案いたしました。</p> <p>委員の皆様御審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではここで農業委員会法第31条議事参与制限の規定により1番委員の議場よりの退出を求めます。</p>

	(1番委員退室)
議長	それでは、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」のうち、利用権の設定、整理番号8について、担当委員の報告をお願いします。
3番委員	3番です。 4月22日、借り人立会いのもと現地調査を実施しております。 現地は、借り人の自宅から100メートルぐらいの近くにありまして、隣に自分の畑があるという状況でございました。 地主さんは、高齢者で後継者も農業をやってないということです。また、荒らしたくないということで、隣の借り人をお願いをしたという状況でございます。 申請の通り、間違いありませんので、承認方よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいまの件につきまして、質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(質疑無し)
議長	無いようですので、質疑を終了いたします。 それでは採決に移ります。議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」のうち利用権の設定整理番号8について、原案どおり承認する委員の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」のうち、利用権の設定、整理番号8については、原案どおり承認することに決定します。 ここで1番委員の入室を許可します。
	(1番委員入室)
議長	続きまして、利用権の設定、整理番号1番から7番について、担当委員の報告をお願いします。
8番委員	8番です。整理番号1について説明いたします。 4月21日、借り人と一緒に現地を確認しております。この畑は借り人が、貸し人より以前から借りていて、今度更新の手続となるものです。 貸し人にも状況について、自宅を訪問して確認しております。間違いありません。よろしくお願ひします。
2番委員	2番です。整理番号2について報告いたします。 4月23日午後1時に借り人立ち会いのもと、現地調査を行いました。 借り人は、安納イモ等を生産、加工販売する農地所有適格法人です。 この田んぼは、道路も狭く排水の悪いB判定の田んぼでしたが、借り人が、遊休農地解消対策事業を利用し、2枚を1枚にして道路も広く排水の良い田んぼとなりました。米を作りたいとのことでした。 農業機械についても一式そろっており、経営、技術においても何ら申し分ありません。 貸し人とは、自宅訪問し、確認しております。 以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。



7番委員	<p>7番です。整理番号3番、4番について説明いたします。まず、3番について報告いたします。</p> <p>4月21日借り人立会いのもと推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>貸し人は、神奈川県在住の不在地主でございます。</p> <p>当申請地は、市の遊休農地解消対策事業助成金制度を使って遊休農地を整地し、現在、米が作付されておりました。</p> <p>借り人は、整理番号2番と同じ人でありまして、安納イモ、タマネギと大規模経営を行っている農業法人です。</p> <p>機械等も一式そろっており、何ら問題ないと思います。</p> <p>なお、貸し人には電話で確認をとっております。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。</p> <p>次に4番について報告いたします。</p> <p>同じく4月21日、借り人、貸し人立ち会いのもと推進委員と共に現地確認を行いました。</p> <p>貸し人は、ほかの人に貸していたそうですが、都合により畑を返されまして、今回の借り人との話し合いになったようでございます。</p> <p>借り人は現在15町のサトウキビと3ヘクタール3町の安納イモを栽培しているそうで、将来はサトウキビを30町くらいまで経営拡大したいということだそうです。</p> <p>機械道具も一式そろっており、何ら問題ないと思います。許可相当等考えます。以上です。</p>
12番委員	<p>12番です。整理番号5について報告します。</p> <p>4月22日、借り人と現地を確認し、聞き取り調査を行いました。</p> <p>借り人は普通作、肉用牛の育成をしている認定農家です。</p> <p>ここはすごく荒れていたのですが、地主さんにどうかしてくれと頼まれてほっとくわけにはいかず、今回、遊休農地解消対策事業を使っての申請です。</p> <p>現地は、3月にロータリーをかけてきれいになっておりました。5月にローズグラスを植え付けるということでした。</p> <p>農業用機械もそろっており、何ら問題はないと思います。</p> <p>貸し人の方とは電話で確認をとりました。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
14番委員	<p>14番です。</p> <p>本日、4月25日、7時半より、現地調査を行いましたので、報告をいたします。</p> <p>まず、利用権の設定を受ける者は、校区でも有数な園芸和牛を中心とした大規模農家、法人でございます。</p> <p>貸し人に関しましては、2年ぐらい前までは本人が耕作をしておったんですが、高齢であるということと病気がちということで、今回こういう申請になったということです。</p> <p>整理番号6に関しましては、焼酎工場のそばにある農地でありまして、田んぼ3筆3,440平米、畑の2筆で2,931平米となっております。</p> <p>現在は、牧草が耕作されておりました。</p> <p>7番につきましても、田が1筆で295平米、畑が5筆で7,182平米という広さでございます。</p> <p>確認したところ、1筆が安納イモを植え付けておりましたが、あとは、牧草を耕作しておるという状況でした。</p> <p>申請どおり、間違いありませんでした。以上です。</p>

	議長	はい、ありがとうございました。続きまして所有権の移転について担当委員の報告をお願いします。
	5 番委員	5 番です。整理番号 1 について説明をいたします。 昨年、事務局より情報提供いただいたこの対象農地購入者については、最適化推進委員から推薦いただき、昨年内に譲受人予定者の同意を得ておりました。 正式な現地確認は 4 月 22 日午前 7 時に、譲受人と最適化推進委員と自分で集積計画内容を確認いたしました。 また、譲渡人についての確認は、何度か電話入れましたが、連絡が取れておりません。しかし、事務局のほうで確認作業を行っているので、対象農地の所有権移転については何ら支障はないと考えております。以上です。
	議長	ありがとうございました。 ただいま説明を報告ありましたけれども、この件に対しまして皆さんのほうから意見質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。
	8 番委員	8 番です。事務局のほうでは確認をとっているのでしょうか。
	事務局	譲受人の所有権移転ですが、譲受人から何度か電話をいただいて、その際に、「売るということで間違いなし」ということで確認をとっております。
	議長	よろしいでしょうか。ほかに。
		(挙手無し)
	議長	無いようですので、質疑を終了いたします。 それでは採決に移ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」のうち利用権の設定、整理番号 1 番から 7 番及び所有権の移転、整理番号 1 番について、原案どおり承認する方の挙手を求めます。
		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。 全員賛成でありますので、議案第 4 号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」のうち、利用権の設定、番号 1 から 7 及び所有権の移転、整理番号 1 については、原案どおり承認することに決定します。 議案審議のほうは以上であります。
日程第 6 報告第 1 号	議長	日程第 6 ということで報告事項第 1 号「合意解約等について」事務局に報告を求めます。
	事務局	日程第 6、報告第 1 号「合意解約等について」を説明いたします。資料は 7 ページです。 今月の合意解約は 1 番から 2 番の 2 件で、台帳地目、畑、3 筆 6, 086 平米の合意解約がありました。 なお、1 番の 1 段目の畑については、農地法第 3 条の貸借の許可申請が出されており、来月の定例総会で審議する予定です。以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。
日程第 7 報告第 2 号	議長	続きまして、日程第 7、報告第 2 号「事務局職員の人事異動について」です。4 月の人事異動で局長が変わりましたので、新局長に自己紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
		(新局長挨拶)
	議長	はい、ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたします。

4. その他	会長	次は、その他であります。事務局のほうから何か。 (5月のスケジュールについて、資料により説明) (人事異動について、事務局説明) (農地利用適格化推進委員の総会出席について、事務局説明) (改元に伴う農業委員会の文書取扱いについて、事務局説明) (活動記録簿及び活動記録帳の記帳について、事務局説明)
	事務局	
	会長	事務局から以上でございます。他に皆様から何かございますか。
5. 閉 会	事務局長	ないようですので、4月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

15時48分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

西之表市農業委員会 7 番 委 員 \_\_\_\_\_ (印)

西之表市農業委員会 8 番 委 員 \_\_\_\_\_ (印)